終補

正

# 使用料・手数料の改定等

# 1 一般会計

#### (1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に 関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。 このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

#### (2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5倍を限度として改定を行います。

## (3) 対象条例等の数及び影響額

区分				$\triangle$	対象条例等の数	影響額(億円)		
				7,1		初年度	平年度	
料	額	0)	改	定	6	3. 4	3. 4	
料	額	0)	新	設	4	1. 4	1. 4	
合				計	1 0	4. 9	4. 9	

## (4) 主な改定等項目

### ① 料額を改定するもの

○ 体育施設の利用料金(上限額) 駒沢オリンピック公園総合運動場

硬式野球場(2時間)

入場料有 26,990円 → 40,480円

入場料無 10,200円 → 15,300円

有明テニスの森公園テニス施設

有明コロシアム(1時間)

247,500円 → 入場料有 371,250円

入場料無 157,500円

インドアコート(1面・1時間)

【新設】

入場料有 9,440円

入場料無 5,400円

○ 都立公園の占用料

電柱(特別区・1本・月額)

994円 → 1,146円

標識(特別区・1本・月額)

710円 → 819円

○ 海上公園の土地の使用料

お台場海浜公園 (1 ㎡・月額)

1,468円  $\to$  1,711円

辰巳の森海浜公園 (1 m²・月額)

543円 → 586円

○ 介護支援専門員の研修に関する手数料

受講試験問題作成事務手数料

700円 → 1,800円

受講試験事務手数料

8,500円 → 11,000円

#### ② 料額を新たに設けるもの

○ 染井霊園の施設使用料

一般埋蔵施設(1 m²)

1,701,000円

立体埋蔵施設(1箇所)

660,000円

補

正

付 属 資

# 公営企業会計

### (1) 消費税率の改定に伴う対応

平成31年10月からの消費税率の改定に伴い、公営企業料金について所要の改定を 行います。

○ 改定:8条例等

○ 影響額:4,737百万円

#### (2) 改定の概要

影響額

○ 運賃(東京都乗合自動車条例)

276 百万円

(普通旅客運賃(大人)) (現金)210円(IC)206円 → (現金)210円(IC)210円

○ 運賃(東京都貸切自動車条例)

3 百万円

(旅客運賃+深夜早朝運送等料金)  $\times 1.08$  →  $\times 1.10$ 

○ 運賃(東京都電車条例)

16 百万円

(普通旅客運賃 (大人)) (現金)170円 (IC)165円 → (現金)170円 (IC)168円

<u>(単位:円)</u>

○ 運賃(東京都日暮里・舎人ライナー条例)

53 百万円

【普通旅客運賃(大人)新旧比較表】

		1, CZKIII	5° 4KIII	D' C I KIII	O, ~ I OKIII
改定後	きっぷ	170	240	290	340
	IC乗車券	168	231	283	335
現行	きっぷ	170	230	280	330
	IC乗車券	165	226	278	329

○ 運賃(東京都地下高速電車条例)

1,374 百万円

【普通旅客運賃(大人)新旧比較表】

(単位:円)  $1\sim4$ km  $5\sim9$ km  $10\sim15$ km  $16\sim21$ km  $22\sim27\mathrm{km}$  $28\sim46$ km きっぷ 180 220 280 330 380 430 改定後 IC乗車券 178 220 272 377 430 325 220 きっぷ 180 270 320 370 430 現行 IC乗車券 174 216 267 319 370 422

○ 水道料金(東京都給水条例)

1,955 百万円

(基本料金+従量料金) ×1.08 → ×1.10

(例) 標準家庭  $(24 \,\mathrm{m}^3)$  月 3,414円  $\rightarrow$  3,478円

○ 工業用水道料金(東京都工業用水道条例)

5 百万円

(水量料金+水量メーター料金) ×1.08 → ×1.10

○ 下水道料金 (東京都下水道条例)

1,055 百万円

(最低料金+従量料金) ×1.08 → ×1.10

(例) 標準家庭  $(24 \,\mathrm{m}^3)$  月 2,635円  $\rightarrow$  2,684円

(注) 標準家庭における水道料金は口座割引適用後のものです。